

安堵町農業委員の募集案内

安堵町農業委員を下記のとおり募集します。

記

■募集人数（定数）：13人

13人のうちに、中立委員1名を含みます。

中立委員とは、農業委員会等に関する法律第八条第六項に基づくもので、農業委員のうち一人以上、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないこととされています。

利害関係を有しない者とは、特定の資格等が求められるものではなく、農業に従事しない広範な者が該当し得ます。

（利害関係を有しない者の一例）

- ・弁護士
- ・司法書士
- ・行政書士
- ・会社員
- ・商工事業者
- ・教育関係者
- ・元市町村職員（農業経営に携わっていない者）
- ・農地所有者であって、所有する農地を全て第三者へ貸しており、農業経営に携わっていない者
- ・所有する農地の一部を第三者へ貸し、残りは自家消費用のみの耕作を行っている者
- ・自給的農家
- ・保全管理のみを行っている者

任 期：3年間（令和8年7月20日から令和11年7月19日まで）

身 分：安堵町の特別職の非常勤職員

委員報酬：会 長 年額180,000円

副会長 年額150,000円

委 員 年額120,000円

■主な業務内容

- (1) 農地の確保と有効利用（農業委員会法第6条第1項業務）
- (2) 農地等の利用の最適化（農業委員会法第6条第2項業務）
- (3) 農業の担い手の育成・確保（農業委員会法第6条第3項業務）
- (4) その他研修会等への参加など

推薦を受ける者及び募集に応募する者の資格（全てに該当する者）

- (1) 原則として、安堵町に住所を有する者
- (2) 農業委員と兼職を禁止されている職に就いていない者
- (3) 安堵町職員でない者
- (4) 農業委員会等に関する法律第8条第4項各号（下記）に該当しない者
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

※農業委員と兼職を禁止されている職に就いていない者

農業委員との兼職が禁じられている職は、主に下記の職です。

（一例）

- ・固定資産評価委員
- ・公平委員会委員
- ・教育委員会委員
- ・個人情報保護委員会委員長及び委員
- ・選挙管理委員会委員
- ・監査委員

■推薦及び応募の方法

- (1) 安堵町内の農業者（個人）からの推薦
- (2) 農業者が組織する団体等（法人又は団体）からの推薦
- (3) 一般の募集（応募）

■提出書類について

推薦及び応募の申請用紙の様式

安堵町内の農業者（個人）からの推薦	【様式第1号】
農業者が組織する団体等（法人又は団体）からの推薦	【様式第2号】
一般の募集（応募）	【様式第3号】

配布方法

- ①安堵町農業委員会事務局（安堵町役場事業課内）の窓口にて配布
- ②安堵町ホームページからダウンロード

■提出先

安堵町農業委員会事務局（安堵町役場事業課内）宛、所定の様式に必要事項を記入の上、持参又は郵送にて提出して下さい。

ご提出後、ご連絡をさせて頂く可能性があるため、申請用紙に、申請人様（推薦者又は応募者）のご連絡先（電話番号）をご記載頂きますよう、よろしくお願い致します。

■受付期間（推薦及び応募の期間）

令和8年3月3日（火）から令和8年3月30日（月）まで【必着】

※持参の場合は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※郵送の場合は、令和8年3月30日（月）午後5時15分までに安堵町農業委員会事務局（安堵町役場事業課内）に届く様に郵送して下さい。

※上記の受付期間内に定数以上の推薦及び応募がなかった場合、令和8年4月6日（月）まで延長します。

■選考方法

応募内容を精査後、必要に応じて、安堵町農業委員候補者評価委員会において、応募申請用紙に記載していただいた内容をもとに、候補者（推薦を受けた者及び応募者）の評価を実施します。選考結果は候補者に対して文書にて通知します。農業委員の任命は、安堵町議会の同意を得て町長が任命します。

■推薦及び応募したものに関する情報の公表

受付期間の中間及び終了後に以下の情報を安堵町のホームページ及び安堵町役場の掲示板で公表しますので、あらかじめご承知ください。

(安堵町農業委員の推薦及び募集に関する規程に基づく)。

(1) 推薦者(個人)の氏名、職業、年齢及び性別

(2) 推薦者(法人又は団体)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格、その他当該推薦者の性格を明らかにする事項

(3) 推薦を受けた者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

(4) 推薦を受けた者又は応募者が認定農業者又は認定農業者に準ずる者であるか否かの別

(5) 推薦又は応募の理由

(6) 推薦を受けた者の数、応募者の数、推薦を受けた者及び応募者のうちの認定農業者等の数

■注意事項

(1) 提出書類は、返却しません。

(2) 提出書類に記載された内容等の確認を行うため、必要に応じて関係機関に調査します。

(3) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担になります。

(4) 提出書類の記載内容が正しくないことが判明した場合、推薦及び応募を取り消す場合があります。

問合せ先

〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958番地

安堵町農業委員会事務局(安堵町役場事業課内)

電話: 0743-57-1511(代表)

0743-57-2037(直通)